

国道23号の沿道環境改善を進めます

平成22年2月17日 中部地方整備局 名古屋国道事務所 中部運輸局 愛知運輸支局 愛知県環境部 愛知県警察本部 交通指導課

お知らせ

<u>名古屋南部地域の環境改善に向けて</u> 〜関係機関合同による啓発活動及び合同取り締まり結果〜

1. 概 要

名古屋南部の道路環境改善を図るために、平成22年2月17日(水)に国道23号北崎車両検測所において、国土交通省中部運輸局、愛知県、愛知県警察本部、国土交通省中部地方整備局が協力し、合同取り締まりを以下のとおり実施しました。

① 国土交通省中部運輸局 : 有効な自動車検査証・自動車損害賠償責任保険証明書の備え

付けの有無や適正な自動車の車体表示について確認

② 愛 知 県: エコドライブの啓発活動③ 愛知県警察本部: 過積載の取り締まり

④ 国土交通省中部地方整備局 :特殊車両通行許可違反の取り締まり及び大気環境改善のため

の啓発活動

取り締まりの結果、行政処分及び啓発活動台数は以下のとおりでした。

① 有効な自動車検査証・自動車損害賠償保険証明書の据え付け有無等違反者:口頭指導 1件

② エコドライブの啓発 : 8台 ③ 過積載違反検挙 : 3件

④ 特殊車両通行許可違反者 :指導警告:1件 口頭注意:4件

大気改善のための啓発活動: 8台

2. 資料

別紙のとおり

3. 解禁

指定なし

4. 配布先

中部地方整備局記者クラブ

5. 問い合わせ先

①中部運輸局 愛知運輸支局 首席陸運企画専門官(監査) 青 木 周 二 TEL:052-351-5313

②愛知県環境部 大気環境課 地球温暖化対策室 主幹 杉 本 利 幸 TEL:052-954-6217

③愛知県警察本部 交 通 部 交通指導課長補佐 TEL:052-951-1611(内線5126)

#2 もと あき かず ④中部地方整備局 名古屋国道事務所 交通対策課長 松 本 昭 ー TEL:052-853-7327

○取り締まりの結果

取り締まりの内容	時期	検査台数(台)	違反台数(台)	違反率	措置内容	(件)	
①有効自動車車					警告(前回)	0	
検証・自動車損害	前回						
賠償保険証明書据	(H21. 10)	1 6	3	19%	警告(今回)	0	
え付け有無違反					口頭指導(前回)	3	
	今回						
		8	1	13%	口頭指導(今回)	1	
②啓発活動	前回	1 1					
	(H21. 10)						
	今回	8					
	前回				検 挙(前回)	3	
③過積載	(H21. 2)	5	4	80%	検 挙 (今回)	3	
取り締まり					警告(前回)	1	
	今回	3	3	100%	警告(今回)	0	
④特殊車両通行 許可違反					措置命令(前回)	0	
	前回	5	1	20%	措置命令 (今回)	0	
	(H21. 2)				指導警告(前回)	0	
					指導警告 (今回)	1	
	今回	5	5	100%	口頭注意(前回)	1	
					口頭注意 (今回)	4	

- ※措置内容の上段数字は、前回(平成21年10月)、下段数字は今回のデータである。
- ※今回配布チラシは、「かんたんエコドライブ」「名古屋南部大気環境改善啓発」の2種類(別紙2・3)
- ※平成21年12月は、海上コンテナを牽引するトレーラの荷台とコンテナの固定「ロック」確認の合同取り締まりを実施した。

○啓発活動及び取り締まりの状況写真



啓発活動状況





特殊車両確認状況

過積載計測状況

〇位置



○取り締まりの日時 ; 平成22年 2月17日 (水) 14:00~16:00

〇取り締まり場所 ; 大府市北崎町福池地内 国道23号 三重県方面車線

北崎車両検測所

〇当日の体制

関係	機関		体	制
国土交通省	国土交通省 中部地方整備局名古屋国道事務所			人
	中部運輸局 愛	知運輸支局	1	人
愛 知 県	環 境 部		2	人
愛知県警	察本部	パトロールカー	3	台
		白バイ	2	台
		警察官	8	人

H22. 2. 10記者発表資料抜粋

①有効な自動車車検証・自動車損害賠償責任保険証明書据え付け有無等確認街頭検査 (中部運輸局)

法律で定められている有効な自動車検査証・自動車損害賠償責任保険証明書の備え付けの有無や適正な自動車の車体表示についての確認を行い、不適切なものについては警告書を交付します。

②エコドライブの啓発活動(愛知県)

地球温暖化と大気汚染の防止のため、エコドライブの普及促進などの啓発活動を行います。(配布資料 別紙2)

③過積載の取り締まり(愛知県警察)

道路交通法第57条により乗車又は積載の制限が定められ、この制限を超えて車両 を運転してはならないこととなっていま す。

しかしながら、過積載違反車両の通行が 絶えないことから、道路構造の保全、交通 の危険防止、**沿道環境の改善**などの道路利 用の適正化を図るため、取り締まりを行い ます。

違反内容に応じて、検挙や警告を行います。



過積載計測状況

(4)特殊車両通行許可違反の取り締まり(中部地方整備局)

車両制限令に定めた数値(長さ、幅、高さ、重量)を超える車両(特殊車両)が、通行する場合には、道路管理者の許可を受けなければ通行できないことになっています。(道路法 47 条の 2)

道路構造の保全、交通の危険防止、沿道環境の改善などの道路利用の適正化を図るため、取り締まりを行い、違反内容に応じて、措置命令や指導警告などの措置を行います。



特殊車両確認状況

⑤大気環境改善のための啓発活動(名古屋南部地域クリーン交通ネットワーク) 名古屋南部地域の沿道環境改善のための啓発活動を実施します。(配布資料 別紙3)